

B-43 中部地域企業の温室効果ガス排出権取引に対する意識

名城大学大学院理工学研究科環境創造学専攻 ○永井 功
名城大学理工学部環境創造学科 伊藤 政博

1. はじめに

京都議定書¹⁾が2005年2月に発効した。同議定書では、日本に1990年の基準年から6%の温室効果ガス削減を求めているが、2003年度までに8.3%増加²⁾しているので、2008年から2012年までに合わせて約14%の削減をしなければならない。我が国の企業は、「乾いたタオルを絞る」ほど省エネに対する努力しているので、このハードルは非常に厳しい。京都議定書では国内努力による削減に加え、より柔軟な発想で世界全体の削減を進めようというスキーム(京都メカニズム)³⁾が用意されている。

我が国が温室効果ガス削減に対する役割を果たしていくうえで、企業の努力に大きな期待が寄せられている。このような状況の中で、筆者ら⁴⁾は、これまでに英国とわが国における排出権取引⁵⁾の取組みについて調べている。さらに企業が排出権取引制度導入について⁶⁾どのようにあるかについて調べた。

本研究は、中部地域の企業に対して温室効果ガス排出権取引に対する意識をアンケート調査した結果に基づいて検討を加える。

2. 調査の対象

愛知、岐阜、三重、静岡、長野、福井、富山、石川の中部地域8県の公開企業(1部市場、2部市場、ジャスダック市場及び新興企業市場)375社を対象に平成16年7月にアンケート調査を実施した。この結果、回答企業は148社(回答率39.4%)であった。回答企業の県別の内訳は図-1に示してある。

3. 調査項目

この調査は、以下の11項目について取組の状況、考え方、関心の程度などを5段階の中で1つ選択あるいは複数の項目の中から該当するものを選ぶ方法で行った。

(1)経営方針の中における地球温暖化防止への取組の状況。(2)ISO1401 認証取得への取組の状況。(3)環境

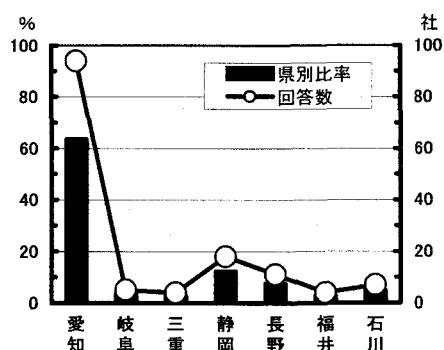


図-1 回答企業の県別比率

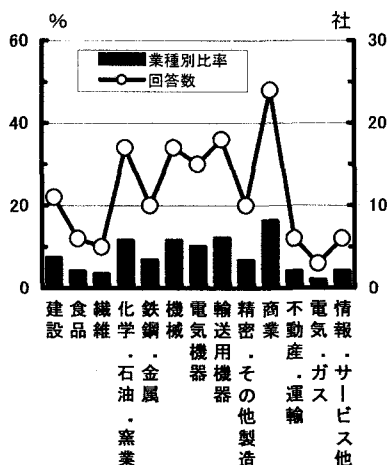


図-2 回答企業の業種別表示

注):「排出量取引」と呼ばれることもあるが、本研究では「排出権取引」とした。

報告書作成・公表の状況。(4)温室効果ガス排出削減のための目標設定の状況。(5)温室効果ガス排出量の把握。(6)環境税導入に対する考え方。(7)京都メカニズムに対する関心の状況。(8)排出権取引制度導入に対する考え方。(9)排出権取引の試行事業に対する関心。(10)温室効果ガス削減量算定・報告・公表について。(11)その他。

4. 調査企業の状況

回答企業を13業種に分類した結果が図-2に示してある。この結果から、最も回答数が多かった業種は商業24社(16.2%)で、輸送用機器18社(12.1%)、機械17社(11.5%)、化学・石油・窯業17社(11.4%)の順となっている。当地域は自動車関連産業や機械産業が盛んな地域である。

また、回答企業の資本金別の内訳は、資本300億円以上4.8%、100～300億円未満13.5%、50～100億円未満16.2%、10～50億円未満48.6%、10億円未満が16.9%で、半数以上の企業が50億円未満である。

従業員数別では、従業員3000人以上16.2%、1000～3000人未満27.7%、500～1000人未満25.0%、100～500人未満27.0%、100人未満は4.1%であった。

5. 調査結果

5.1 地球温暖化問題に対する企業の取組み

1)経営方針の中で地球温暖化防止の取組みをどのように位置づけているかについて質問した。この質問に対して「非常に積極的に取組んでいる」が32.4%(48社)、「可能な範囲で取組んでいる」は54.1%(80社)で、両方を併せると86.4%(128社)に達する。一方、「特に考えていない」、「取組む予定」、「準備中」など比較的取組み姿勢が消極的な企業は13.6%(20社)である。

2)ISO14001の認証取得については、すべての事業所で取得をしている企業は54.1%(80社)である。一部の事業所で取得している企業を含めると75.0%(111社)に達している。さらにISO14001認証取得を製造業と非製造業で分けて整理した結果が図-3に示してある。この図から「すべて取得」した企業の中に占める製造業の割合は83.7%、「一部取得」が54.8%を占め、総じて製造業の方が非製造業に比較して積極的に取組んでいることがわかる。

3)環境報告書の作成・公表の状況は、「積極的に作成・公表している」は23.0%(34社)である。「可能な限り作成・公表」している8.1%(12社)と併せると31.1%(46社)であった。反対に、作成・公表を「考えていない」企業は37.2%(55社)である。

5.2 京都メカニズムの活用

1)「京都メカニズム」と呼ばれる経済的削減手段には、クリーン開発メカニズム(CDM)、共同実施(JI)、排出権取引の3つがある。関心の程度について調査した結果を従業員人数別にまとめ図-4に示してある。この図から、最も関心の高かったのはCDMで全体の33.7%(50社)。次いで、排出権取引が29.7%(44社)、JIが14.1%(21社)と

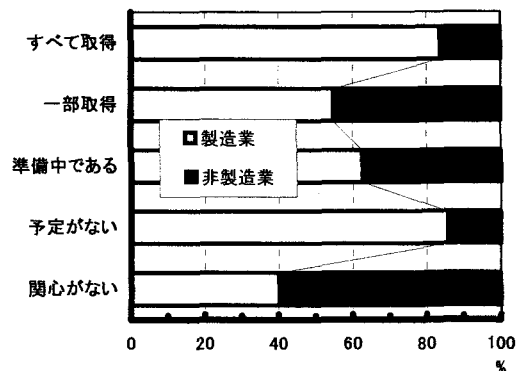


図-3 ISO1401規格の認証取得

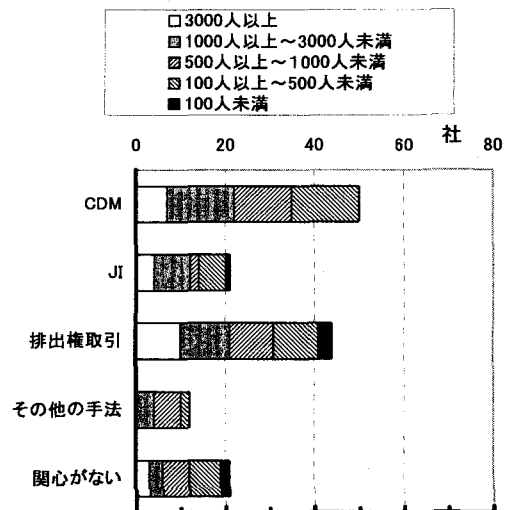


図-4 京都メカニズムに対する関心

なっている。「関心がない」企業の中には京都メカニズムが認める経済的削減手段に対する知識や情報不足を挙げている。

2) 排出権取引は図-4に示されるように44社(29.7%)の企業が関心を示している。本研究のテーマである「排出権取引制度の導入をどのように思うか」の質問に対する回答が、従業員人数別に整理して図-5にまとめている。この図から、回答の中で多いのは「(賛成・反対の)どちらでもない」とする72社(48.6%)であり、次いで「(実効性が高い手法として)導入してみる」とする38社(25.7%)となっている。「積極的に導入すべき」は4.1%(6社)であるが、「絶対に反対」は23社(15.6%)ある。

3) 排出権取引に関心を示した44社に注目して、温暖化対策の取組み、ISO14001 認証取得、環境報告書の作成・公表、排出量目標の設定の4項目について整理した結果が図-6に示してある。この図から、排出権取引に前向きな姿勢を持つと見なせる「非常に高い」と「やや高い」を併せると、排出権取引に関心を示す企業は、温暖化対策の取組が90%、ISO14001 認証取得が80%、および排出量目標の設定が70%で、高い関心を示していることがわかる。

6. まとめ

1) 京都メカニズムで最も関心が高かったのは CDM で、次いで排出権取引、JIの順であった。排出権取引の導入に対して、「どちらでもない(賛成でも反対でもない)」が48.6%(72社)あり、実際に排出権取引に対する理解が十分でないようである。

2) 排出権取引に前向きな姿勢を示す企業は、温暖化対策の取組み、14001 認証取得、排出量目標の設定に高い関心を有している。

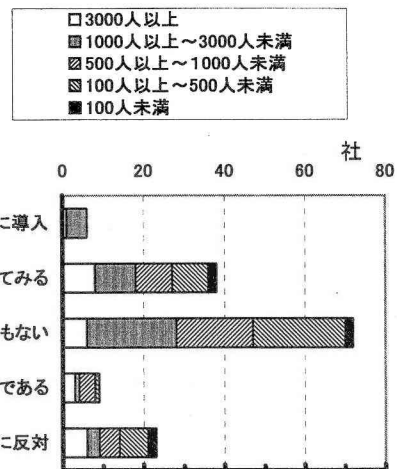


図-5 排出権取引に対する関心

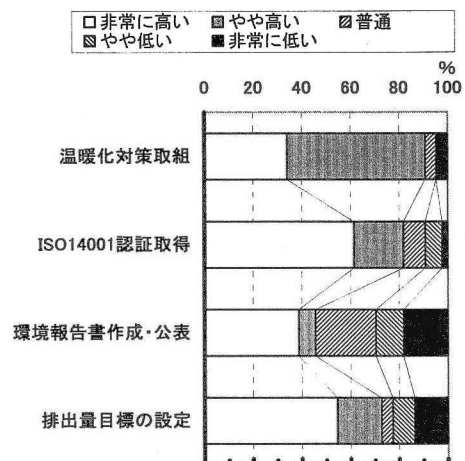


図-6 排出権取引に関心を示す企業

参考文献

- 1) 環境省: 京都議定書, <http://www.env.go.jp/earth/ondanka/cop.html>
- 2) 独立行政法人国立環境研究所: データベース, http://www-gio.nies.go.jp/download/6gas_2005J-gioweb.xls
- 3) 環境省地球環境局: 図説・京都メカニズム, <http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/kyoto.html>
- 4) 伊藤政博・永井 功: 英国と日本における温室効果ガスの排出権取引制度について, 名城大学理工学部研究報告, 第44号, 2003, pp.146-154.
- 5) 永井 功・伊藤政博: 温室効果ガス排出権取引制度導入に対する企業の対応について, 土木学会中部支部研究発表会講演概要集, 2005, pp.583-584.